

相模原市監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年1月28日に実施した財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年7月6日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 坪 井 廣 行

同 稲 垣 稔

同 関 山 由紀江

1 監査の対象

平成22年度（平成22年12月末日まで）に財団法人（現公益財団法人）相模原市都市整備公社（以下「公社」という。）が行った相模原市（以下「市」という。）からの出資に係る出納その他の事務及び健康福祉局保険高齢部高齢者福祉課が行った公社に対する指定管理料に係る財務に関する事務等

2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成23年1月28日

3 市長から措置を講じた旨の通知があった日

平成23年7月1日

4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>1 公社が行った市からの出資に係る出納その他の事務について調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>(1) 理事長の互選について</p> <p>ア 公社の寄付行為第16条第2項には「理事長は、理事のうちから互選により決定する。」と規定されているが、現理事長（平成22年4月1日再任）は、平成21年10月23日開催の評議員会で、理事（同年11月1日付けで就任予定）に選任された上、理事就任当日（11月1日）に、寄付行為第26条の規定に基づき「急施を要する事項」として、書面表決により理事長に選任されている。</p> <p>評議員会における当該理事の選任日から書面表決実施日である11月1日までの期間が9日間あったこと</p>	<p>1 公社が行った市からの出資に係る出納その他の事務における不適切な事例については、指導を行い、公社が次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>(1) 理事長の互選について</p> <p>理事長の選任に当たり、公社寄付行為の規定に則った適切な事務を行っていなかった件につきましては、理事長の選任が、公社にとって重要な人事案件であることを再認識し、本年4月30日付の理事長の辞任及び5月27日定時評議員会終結による理事の任期満了に伴う理事長の選任に当たっては、それぞれ理事会を開催し、公益財団法人定款の規定に則り、理事の互選を実施いたしました。</p>

から判断すると、書面表決実施の要件である「急施を要する」事態にあったと認めることは困難である。

イ さらに、当該書面表決は、あらかじめ「役職名」及び「特定候補者の氏名」が印字された書面表決書を各理事間に持ち回り、賛否を求める方法で実施されたが、特定候補者1名を明記して賛否を求めていることは、事前協議に基づく形式的な選出手続が実施されたものと推認され、本来の「互選」とは程遠いものと言わざるを得ない。

また、公社名で賛否を求めたことについても同様である。

(2) 資産の管理運用について

ア 公社財産目録に資産計上されている「シティ・プラザはしもと」及び「杜のホールはしもと」の土地及び建物等については、市との間で、将来、市へ無償譲渡する旨の覚書を締結しているが、このうち、「シティ・プラザはしもと」については、寄付行為第7条第1項の「公社の資産は、理事会が管理運用し、その方法は理事会の議決を経て定める。」との規定に基づく理事会の議決を経ていない。

イ また、公益法人会計基準には「公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項」について、財務諸表へ注記することを規定して

(2) 資産の管理運用について

ア 市との覚書により、将来、市へ無償譲渡を予定している公社の資産「シティ・プラザはしもと」の土地及び建物等の譲渡について、理事会の議決を経ていなかった件につきましては、本年3月25日開催の理事会において議決を得ました。

イ また、公社決算書において、公社の資産「シティ・プラザはしもと」及び「杜のホールはしもと」の土地及び建物等の無償譲渡に関して、公益法人会計基準に定める「財務諸表

いるが、当該2件の土地及び建物等については、市との間の無償譲渡に係る覚書が存することに関する注記が無い。

(3) 各種手当の支給について

ア 扶養手当ほか各種手当の支給については、公社就業規則第34条第2項には、「相模原市一般職職員の例に準じて理事長が定める。」と規定しているが、当該理事長による定めが無かった。

イ 固有職員が、本来勤務することを要しない週休日に勤務した場合には、当該勤務に対する振替の取得状況に応じて区分された支給割合に基づき、時間外勤務手当を支給すべきところ、区分の適用を誤り、支給額に過不足が生じていた事例が散見された。

公社の基本的事項を定める寄付行為等の公社規程及び関係法令の遵守徹底を図り、事務執行の適正化及び透明性の確保に努められたい。

の注記」をしていない件につきましては、平成22年度決算書の地域整備関連事業特別会計に、次のとおり注記いたしました。

「土地、建物、建物付属設備（シティ・プラザはしもと及び杜のホールはしもと）については、平成28年3月に相模原市へ無償譲渡を行う予定である。」

(3) 各種手当の支給について

ア 公社就業規則には、各種手当の支給を「理事長が定める」と規定しているものの、当該規定を定めずに市の規定を用いて支給をしていた件につきましては、扶養手当ほか各種手当の支給についての「公益財団法人相模原市都市整備公社就業規則第34条に規定する手当の支給に関する定め」を制定いたしました。

イ また、時間外勤務手当の支給額に誤りがあった件につきましては、相模原市の時間外勤務手当に関する運用を準用し、本年4月分給与の支給において、過去2年分の過不足分の是正を講じました。

なお、支給誤りのあった手当については、速やかに適正額に改められたい。

2 市が行った公社に対する指定管理料に係る財務に関する事務について調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

市が東林ふれあいセンター初度調弁として購入した展示板等の備品（88万9,146円）が、消防法（昭和23年法律第186号）等に規定する防災性能を満たしていないことが判明したため、公社は市との協議の上、指定管理者事業会計平成21年度予算で110万円を支出し、展示板等の買い直しをしていた。

このことは、本来、市の予算で買い直すべき備品を、指定管理者となった公社に予定外の負担を求めて買い直しをさせたものとも推察される。

市と指定管理者との間の適切な関係を堅持し、今後は、適正かつ効率的な財務事務執行に努められたい。

2 市が行った公社に対する指定管理料に係る財務に関する事務における不適切な事例につきましては、次のとおり措置を講じました。

市の予算で購入した、公社が指定管理者となっている東林ふれあいセンターの備品が、消防法に規定する防災性能を満たさないことが判明したことから、公社が自己の予算で買い直し、予定外の負担をすることになった件につきましては、市において再購入するのが適当な事例であったことを、職員に周知徹底いたしました。

今後、同様の事例が生じた場合につきましては、指定管理者との協定書の規定に基づき、市と指定管理者との間で協議を行う場を設け、適切な役割分担を確認しながら適正かつ効率的な事務を執行してまいります。